

みえ女性議員ネットワーク規約（案）

（名称）

第1条 本会は、みえ女性議員ネットワークと称する。

（目的）

第2条 本会は、三重県内の女性議員が、その所属する自治体や党派、会派を超えて連携・協力し、女性が身近に感じる課題や、女性議員だからこそ取り組まなければならない問題等について研修及び意見交流を深め、当事者としてその個性と能力を十分に発揮して、明るく元気に、前向きにそれぞれの議会において活躍することにより、それぞれの議会において積極的に意見反映を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 女性議員の政策決定に資する情報共有、意見交流
- 2 女性議員の政策決定に資する研修、調査
- 3 国等に対する政策の提言や要望活動
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

（世話人）

第4条 本会に世話人を置く。

- 2 世話人は、三重県議会の女性議員により構成する。

（世話人の職務）

第5条 世話人は、本会を代表し、事業の企画運営等の会務を統理する。

（経費）

第6条 事業の実施に要する経費は、参加者が各自負担することを基本として、その都度協議して決定する。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、運営に必要な事項はその都度協議して決定する。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。